## 4 補装具

## 補装具



身体機能を補い又は代替するための補装具について、購入や修理費用の9割又は全額を助成します。

対	
象	
耂	

•身体障害者手帳所持者

] 補装具の種類ごとに要件があります。

・難病患者で一定の基準を満たす方

→詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

	補
	装
	具
	Ø.
	種
	類
ı	

自己負担額

視覚障がい	視覚障害者安全杖(白杖)、義眼、眼鏡(色めがねを除く)		
聴覚障がい	補聴器		
肢体不自由	義手、義足、装具、座位保持装置、重度障がい者用意思伝達装置 ★車椅子、★歩行器、★歩行補助杖		
以降から田		座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	

- ※ ★については、介護保険制度を利用できる場合、介護保険の福祉用具貸与が優先です。
- ※ 補装具の種類ごとに耐用年数が定められているため、耐用年数内で必要な場合は修理となります。
- 1割負担(非課税世帯、生活保護世帯の方は無料)

本人が18歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額
一 般	市民税課税世帯(均等割のみ課税を含む)	1割	37,200 円
低 所 得	市民税非課税世帯	負担なし	0 円
生活保護	生活保護世帯	負担なし	0 円

※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。



- ① 申 請 · 面 談 《窓口:鎌ケ谷市役所 障がい福祉課》 ・補装具の給付を受けるには市役所での申請・面談が必要です。
  - ・必ず購入前に申請してください。



② 県の面接判定《場所:東葛飾障害者相談センター》 ご本人、業者、県の判定員、障がい福祉課職員で東葛飾障害者相談センター (我孫子駅前)にて判定(検査)を受けます。検査は1~2時間ほどかかります。



③ 市からご自宅に決定通知書を発送します。その後、業者から納品されます



④ 県の適合判定(検査) 《場所:東葛飾障害者相談センター》

納品後、再度東葛飾障害者相談センターに行き、適合判定を受けます。



⑤ 支払い

市から業者に補助金を支払います。

その他

手続きの流れ

- |・補装具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。
- ├・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。
- ・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。

判定は、完全予約制です

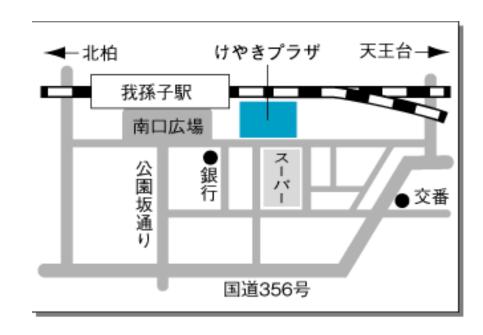
東葛飾障害者相談センターの場所

予約は障がい福祉課の地区担当を通して行いますので、申請の際にご相談ください。

判定会場 東葛飾障害者相談センター 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内3階 電話 04-7165-2422

東葛飾障害者相談センター利用の方は料金無料となります。 駐車場 センターに駐車券をご提示の上、押印を受領してください。

会場に到着したら、東葛飾障害者相談センター窓口にお声かけください。



障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語覚がい者専用)